

## はじめに

本市では、名古屋市都市景観条例（昭和59年制定）に基づき、重点的に優れた景観を創造、保全する必要がある地区として、名古屋駅都市景観整備地区を指定しました（昭和62年3月指定、平成4年2月区域変更）。都市景観整備地区では、建築物や広告物などを設置する場合の守るべきルールとして、都市景観形成基準を定め、設置する際の届出に対して、助言・指導を行ってきました。

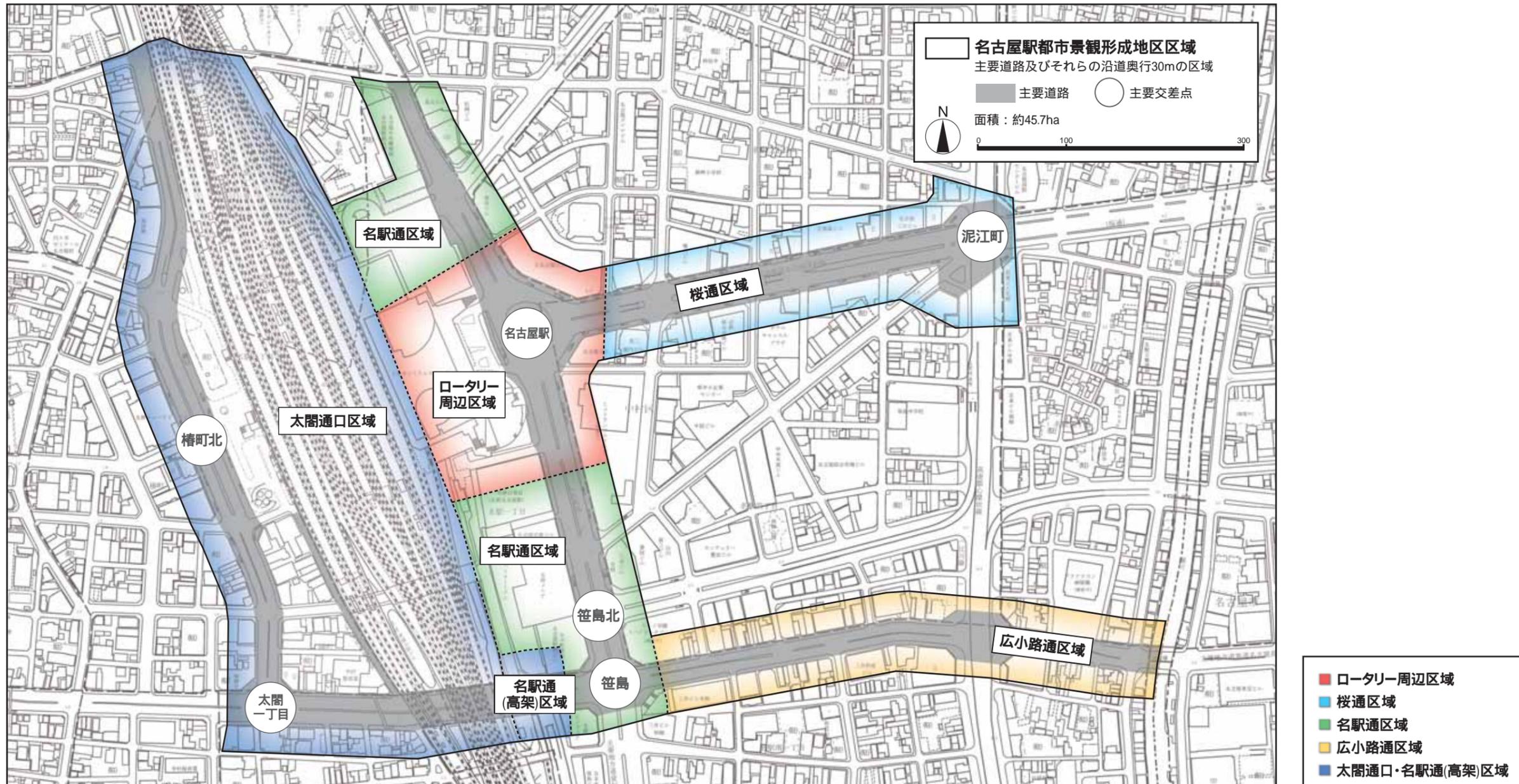
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、当時想定していなかった大型映像装置や、LEDなどによるさまざまな演出広告がみられるようになるなど、これまでの基準では対応しきれないという状況の変化が表れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「名古屋駅都市景観整備地区」を「名古屋駅都市景観形成地区」と位置付け、平成20年10月より新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

## 基本方針

名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。

名古屋駅都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。このパンフレットは、名古屋駅地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



# 広告物

43

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

## 基本事項

40

広告物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい洗練されたデザインとする。

41

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとするとともに、建築物との調和にも配慮する。

42

複数の広告物を掲出する場合は、統一感のあるものとするよう努める。

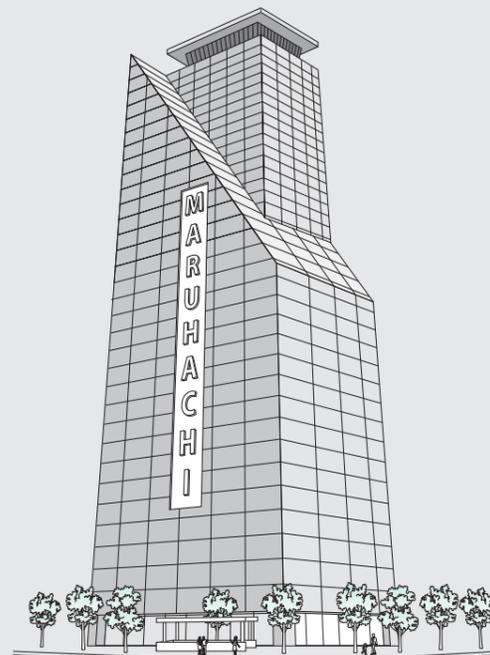
43

広告物は地上から60mを超えて掲出しない。

ただし、ビル名又は社名で建築物と一体的にデザインされたもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

ロタリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
大塚通・大塚通(東側)区域

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。名古屋駅地区は、名古屋の玄関口として、風格ある街並みを形成していくため、屋外広告物の設置は出来るだけ少なくするとともに、必要な広告物については、最小限の大きさと街並みや建築物等に調和したデザインとするよう努めてください。



44

数量

45

46

47

ロタリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
大塚通・大塚通(東側)区域

広告物は、自家用広告物を原則とする。

広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

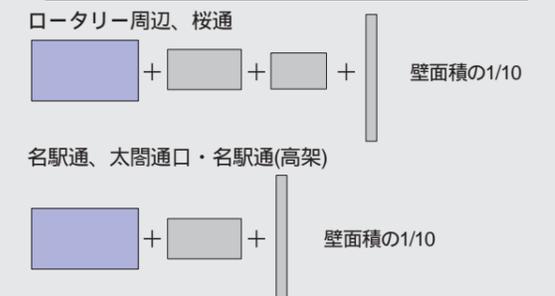
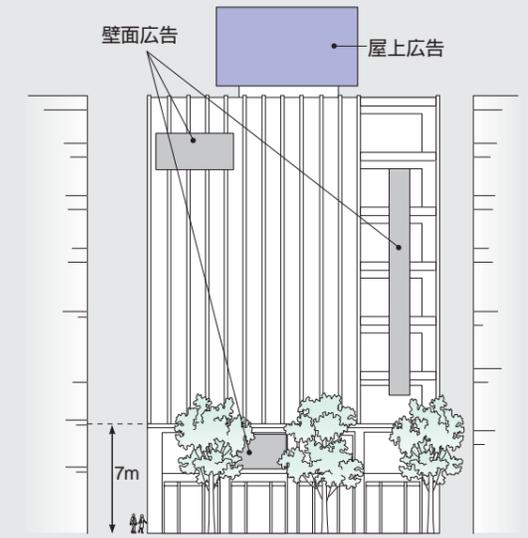
屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/10以下とする。(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。)

地上からの高さが7m以上の部分の屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/10以下とする。(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。)

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含めます。



隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

広告物

色彩など

48



高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。  
蛍光色は、使用しない。

49



表示面の色彩は、以下のとおりとする。

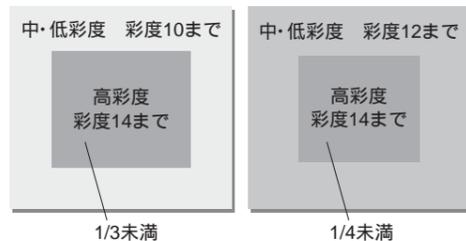
上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が15㎡を超え50㎡以下の場合

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12以下とする。

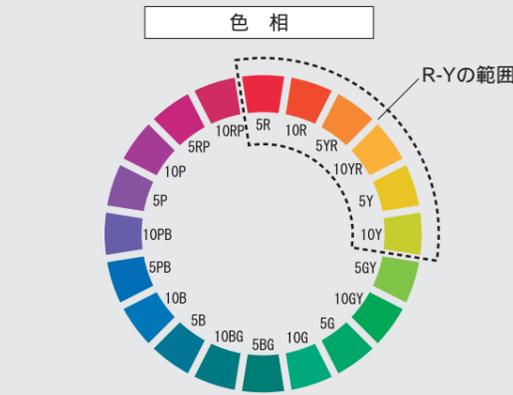
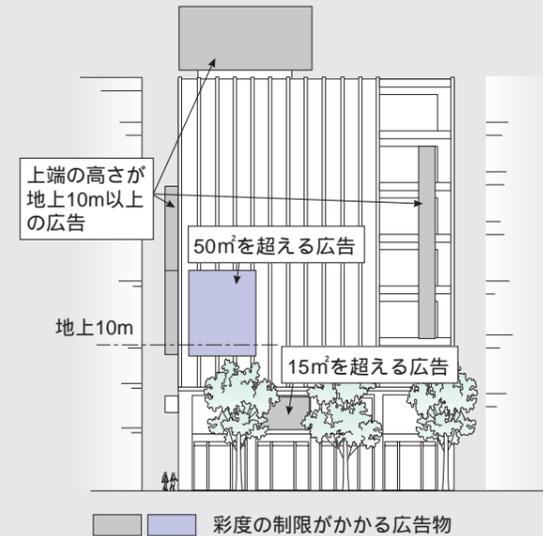
表示面積が50㎡を超える場合

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12（ただし、色相がR-Yの範囲の色彩については彩度10）以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。



高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。  
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



本館  
大宮  
東口  
東山  
栄  
名駅  
広小路  
小宮  
通  
区  
域

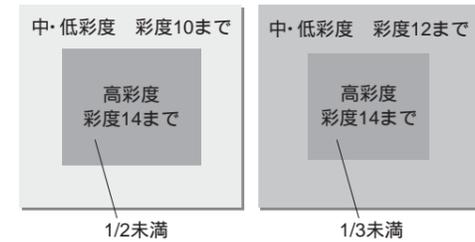
50



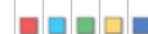
表示面の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が30㎡を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。



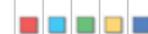
51



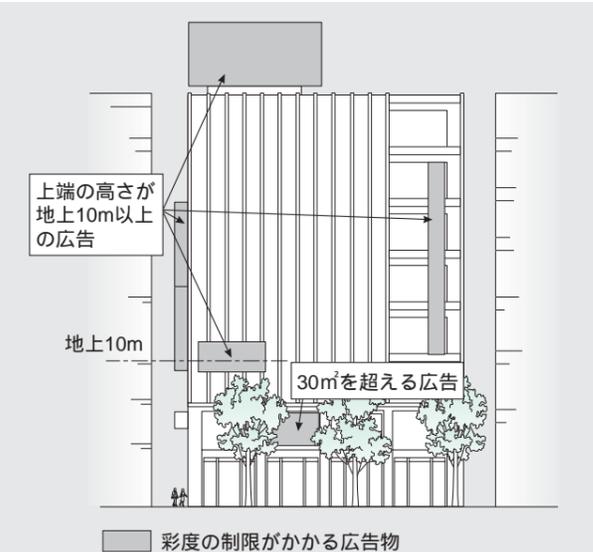
補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。  
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

52



文字や図柄は、バランスよく配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。



本館  
大宮  
東口  
東山  
栄  
名駅  
広小路  
小宮  
通  
区  
域

広告物

照明など

53



点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

54



周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示設置

55



表示面積は、以下のとおりとする。

- ・[ロータリー周辺、名駅通、太閤通口・名駅通(高架)] ...50㎡以下
- ・[広小路通、桜通] ...30㎡以下

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

56



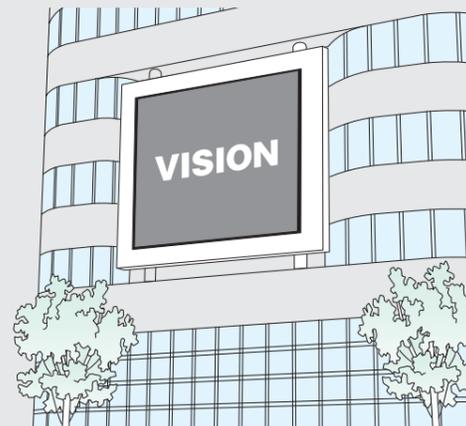
音響を伴う電光表示装置は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
太閤通口周辺(高架)区域

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置及び映像(レーザー光線による場合を含む。)により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。クリスマス等のイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは基準値を超えても許可する場合があります。



57



突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告

58



建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

59



広告物の高さは、横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

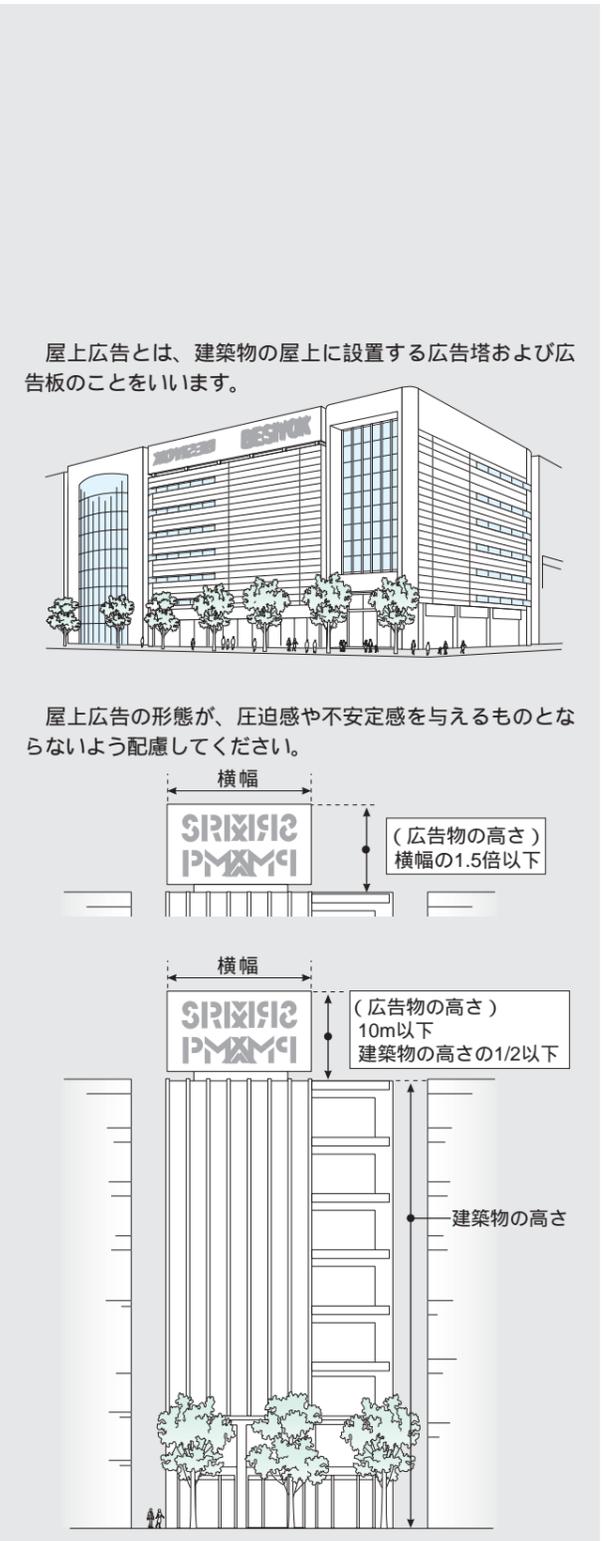
60



広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
太閤通口周辺(高架)区域



屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。

広告物

61



骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

62



屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。

壁面広告

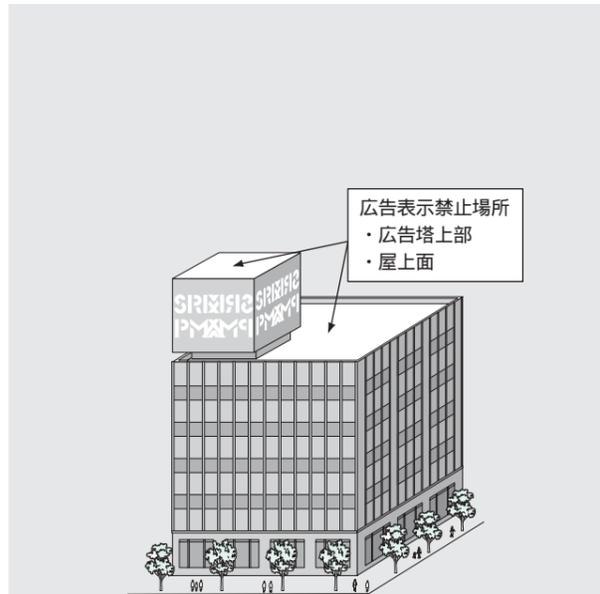
63



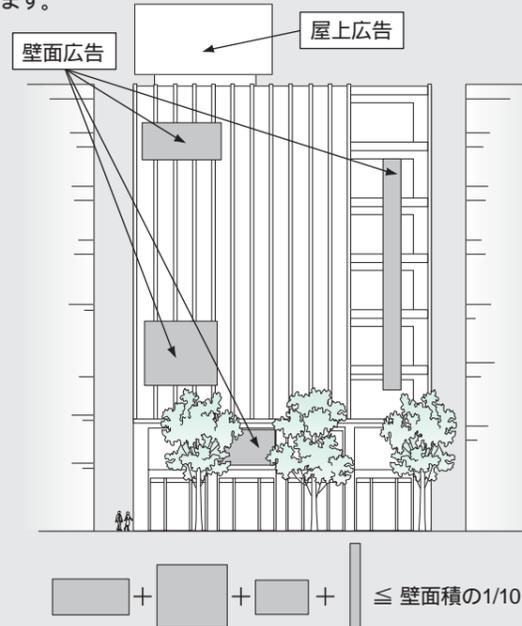
表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、10㎡以下とする。

本都府県  
名古屋市  
東区  
南区  
西区  
北区  
中区  
千代田区  
周辺区域



壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。  
壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含まれます。



屋上広告の表示面積は、壁面積には含まれません。  
隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

64



窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行ったもので、1・2階部分に限る。

65



建築物の以下の部分には、窓面を利用した広告物は設置しない。

- ・ [ 桜通、名駅通 ] ...2階以上
- ・ [ 広小路通、太閤通口・名駅通(高架) ] ...3階以上

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

本都府県  
名古屋市  
東区  
南区  
西区  
北区  
中区  
千代田区  
周辺区域

やむを得ず表示する場合でも、窓面全てを覆うことのないようにしてください。



やむを得ず表示する場合の例

広告物

突出広告（主要道路に面するものに限る）

66



突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。  
突出幅とは、取り付けの壁面からの出幅をいいます。  
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。

67



主要道路上空に突き出さない。

68

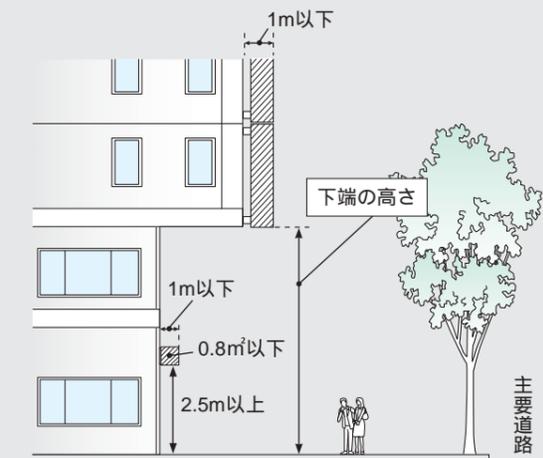


下端の高さは、以下のとおりとする。

- ・[ロータリー周辺、桜通、名駅通] ...6m以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] ...4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



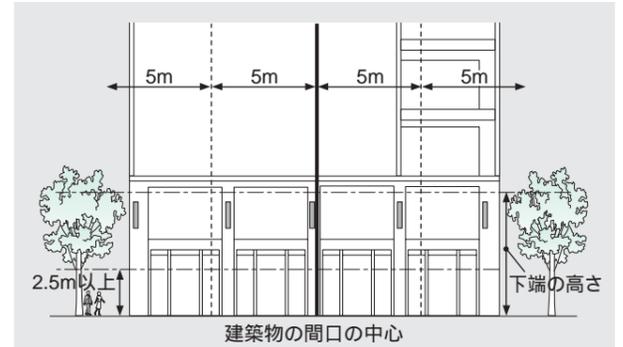
ロータリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
太閤通口周辺区域

69



下端の高さが以下のものは、建築物の間口の中心から長さ5m以内ごとに2基以内とする。

- ・[ロータリー周辺、桜通、名駅通] ...6m未満
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] ...4.5m未満



□：1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下の突出広告

70



列状にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だてて設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。



ロータリー周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
太閤通口周辺区域

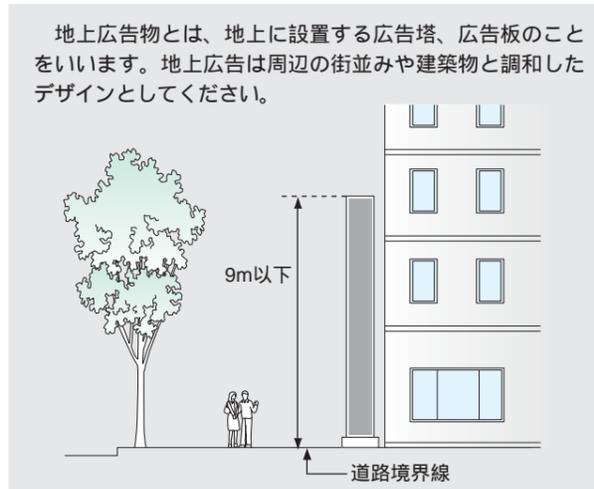
広告物

地上広告

71



地上からの高さは、9m以下とする。

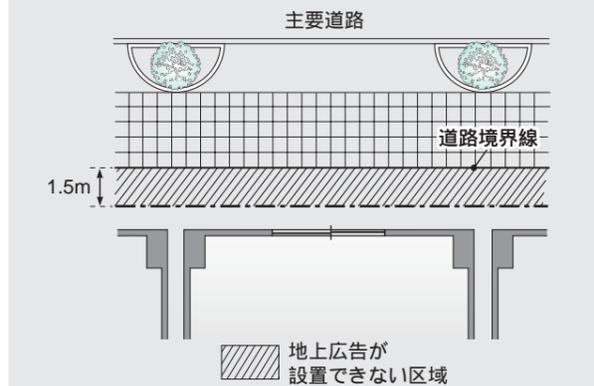


72



主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域には、設置しない。

ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



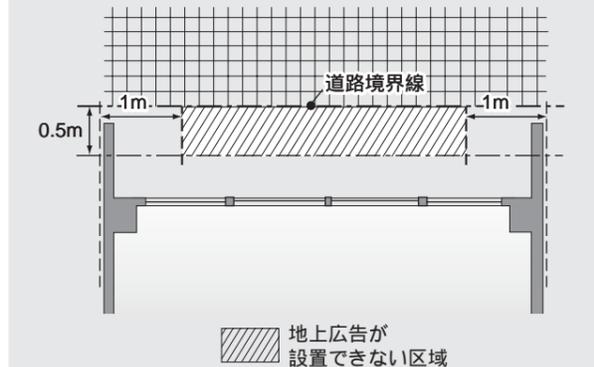
73



主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域には、設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・隣地境界線から1m以内に設置する地上広告
- ・通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたもの



口タリ周辺区域  
桜通区域  
名駅通区域  
広小路通区域  
本通口通区域

74



主要道路上空には突き出さない。

75



主要道路上空に突き出すものは、下端の高さを以下のとおりとする。

- ・[名駅通] ...6m以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] ...4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

置き看板・広告旗など

76



置き看板、立看板、広告旗(のぼり旗)は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。

## 都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



### 建築物

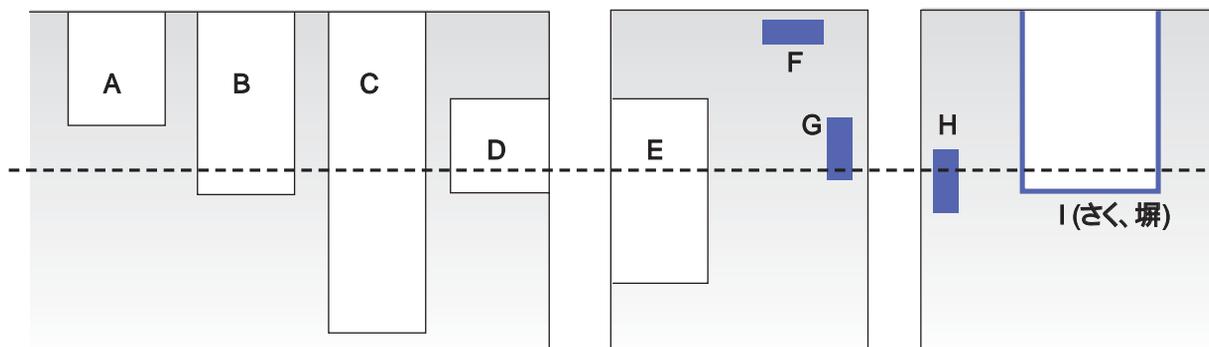
- ・敷地が主要道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 ... 基準を適用します。  
Eの場合 ..... 基準を適用しません。

### 工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 ..... 基準を適用します。



### 広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません  
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A、B、C、D、E、F、H、I、K ..... 基準を適用します。  
B1、C1、G、J、L ..... 基準を適用しません。

